

平成29年(ラ)第1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件

抗告人(債務者) 宮部龍彦

相手方(債権者) 片岡明幸

2017年11月27日

## 準備書面2

東京高等裁判所第14民事部 御中

相手方代理人弁護士

河 村 健 夫



同

山 本 志 都



同

指 宿 昭 一



同

中 井 雅 人



### 第1 損害に関する主張の補充

- 1 抗告人(債務者)が相手方(債権者)のプライバシーを侵害する挑発行為を繰り返していること

抗告人(債務者)は、「部落解放同盟関係人物一覧」において、相手方(債権者)の承諾なくその住所氏名及び電話番号を掲載したのみならず、さらなる挑発行為を行い、相手方(債権者)のプライバシー権を侵害し続けている。

- (1) 「部落解放同盟関係人物一覧」の記載を利用し、相手方(債権者)に電話をかけたこと  
抗告人(債務者)は、相手方(債権者)を含む「部落解放同盟関係人物一覧」に掲載された人物に対し、自ら電話をかけ、その経過を茶化した文章でツイッター上で報告した(甲34号証)。

抗告人（債務者）は、2016年（平成28年）4月8日のツイートで、「片岡明幸は電話帳に載っていて、実際に電話したら本人が出てきました。もちろん怒られましたが」などと記載し、抗告人（債務者）が「部落解放同盟関係人物一覧」において相手方（債権者）の電話番号として記載されている番号に電話をしたことを認めている。同様に、抗告人（債務者）は、相手方（債権者）以外にも少なくとも2名に対し、同様の行為を試みたことを自認している。

抗告人（債務者）は、かかる行為をツイッターを通じてインターネット上で宣伝し、同様に抗告人（債務者）に対していたずら電話などを掛ける行為を推奨した。

抗告人（債務者）のかかる行為は極めて悪質であり、単に「部落解放同盟関係人物一覧」のデータをインターネット上でばらまいただけにとどまらない被害を生じている。

(2) 抗告人（債務者）は相手方（債権者）の親族宅を無承諾で訪問したこと  
しかも、抗告人（債務者）は相手方（債権者）の親族宅を無承諾で訪問している。抗告人（債務者）は、保全抗告理由書において、相手方（債権者）の親族宅を無承諾で訪問したことを明け透けに記載している。

なお、相手方（債権者）の親族の認識する事実経過は抗告人（債務者）が主張する事実経過と異なるが、相手方（債権者）の親族としては腹立たしいことだが自分に関する記事がインターネット上で公開されることが一番嫌なことであるので、あえて触れるつもりはないとのことである。

このように、抗告人（債務者）は相手方（債権者）の住所氏名をインターネット上に無承諾で公開するにとどまらず、わざわざ相手方（債権者）の親族宅にまで無承諾で訪問し、その経過を準備書面に記載してインターネット上で公開するに及んでいるのであって（公開された準備書面において、親族の下の名前と会社名は伏字となっているが、他の情報から容易に特定が可能な状態の記載のまま、公開されている）、その行為は極めて悪質である。

部落差別に対する解放運動を行うにあたっての困難の1つは、解放運

動に立ち上がった当の本人に対する差別以外に、その親族に対する差別的言動が発生する可能性が極めて高いことがある。立ち上がった本人に対して差別的な言動がなされたとしても、当人はかかる部落差別が不当なことであり、差別している人間こそが卑しい人間であることをわかっているから十分に対応可能であるし、かかる実情があるため、そもそも立ち上がった本人に向けて直接差別的言動を行う人間も少ない。

しかし、立ち上がった本人の親族が全て、立ち上がった本人と同じ考え方を持っているわけではない。「自分が運動に立ち上がったために、親族が差別を受けることは極めて残念であり、歯がゆい限りだ」という意識が、過去幾多の解放運動に対する軸となってきた。

抗告人（債務者）は、相手方（債権者）を攻撃するだけでは飽き足らず、相手方（債権者）の親族にまでその触手を広げ、そのことによって相手方（債権者）を挑発し、動搖させようとし、攻撃するという、極めて卑劣な方法を取っている。

(3) 本訴において相手方（債権者）が法廷で原告意見陳述を行ったことに反発し、抗告人（債務者）の本訴における準備書面において相手方（債権者）を名指しで非難し、かつ、当該準備書面をインターネット上で公開していること

抗告人（債務者）は、本訴において相手方（債権者）が法廷で原告意見陳述を行ったことに反発し、抗告人（債務者）の本訴における準備書面において相手方（債権者）を名指しで非難し、かつ、当該準備書面をインターネット上で公開している（甲35号証）。

当該書面において抗告人（債務者）は、相手方（債権者）の意見陳述の内容に全て難癖をつけ、相手方（債権者）に対して「屁理屈を並べる差別主義者である」「度量がない」「解放同盟の幹部がいかに非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すもの」などと口を極めて罵り、準備書面として許される範囲を完全に逸脱した記載を行っている。

2 インターネット上で公開された「部落解放同盟関係人物一覧」情報を利用したと思われる傷害事件の発生

(1) 部落解放同盟三重県連合会などを標的としたカッターナイフ・アイスピ

ック・ナイフ等を封入した封書が連続して郵送されたこと

2017年3月から5月にかけて、解放同盟関係者等を標的として、カッターナイフ・アイスピック・ナイフ等を封入した封筒が送りつけられ、開封した組坂部落解放同盟中央本部委員長が怪我をするという事件が発生した（甲36号証）。

同記事が指摘するとおり、組坂委員長が怪我をしたカッターナイフ入り封筒の他にも、8件もの凶器入り封筒の送付が行われている。

最初の事件は、アイスピック入りの封筒が部落解放同盟三重県連合会に郵送された事件である（甲37号証）。封書には「なんでそんなにトロいんですか？エタだから？」「いい加減身分相応に牛殺しなりゴミ集めやら汲み取りにでも就職させろや」「お前らと一緒に低脳なんだから朝鮮人にもシナ人にも劣ったカースト最底辺」などの、差別意識丸出しの「脅迫状」とともにアイスピックが同封され、封書の宛先は架空人の住所氏名が記載され、差出人が部落解放同盟三重県連合会となっており、封筒には切手が貼付されていなかった。

つまり、郵便局において、宛先不明かつ切手未貼付であることから差出人として記載されている部落解放同盟三重県連合会に封書が「返送」されることを予期した、悪質な犯行であった。

続いて、同様に、宛先を「山端忠義 殿」、差出人を部落解放同盟三重県連合会とする切手未貼付の封書が部落解放同盟三重県連合会に届いた。封書の中には「平民さまの前でとろとろやっていたら本部まで潰しに行くぞ」などの記載がある「脅迫状」と大型のアイスピックが同封されていた。これも、切手未貼付の扱いで差出人として記載されている部落解放同盟三重県連合会に封書が「返送」されることを予期した、悪質な犯行であった（甲38号証）。

これらの犯行は最終的には、部落解放同盟中央本部委員長である組坂氏へのカッターナイフ入り封書の送付にまで行き着くのであるが（現在捜査中につき詳細は控える）、合計9通の封書の中で、差出人あるいは宛先として「山端忠義」名義の記載のある封筒が2通存在した。

(2) 「山端忠義」氏の住所などは公開されておらず、情報の入手先は「部落解放同盟関係人物一覧」である可能性が極めて高いこと

ところで、「山端忠義」氏は、部落解放同盟三重県連合会の元委員長

であるが、同人は健康を害してすでに死去しているほか、委員長としての在任期間も4年と短い（しかも、うち約1年は病気療養により執務していない）。

そのため、同人が部落解放同盟三重県連合会の役職者であり、一連の凶器入り封筒の送付事件において表示された住所に居住していることを知る者は非常に限られる。

したがって、2017年3月から5月にかけて発生した一連の凶器入り封筒の送付事件において、宛先及び差出人表記に利用された「山端忠義」氏の住所氏名は、抗告人（債務者）がインターネット上で公開した「部落関係関係人物一覧」上に記載された住所氏名の情報を利用した可能性が極めて高い。

抗告人（債務者）の行為をきっかけとして、現実に、傷害事件まで発生しているのであり、「部落解放同盟関係人物一覧」が、単に特定人の住所・氏名・団体における役職等とされる情報を記載するだけではなく、特定人に対して犯罪者呼ばわりしたり、誹謗中傷に及ぶ記事も多数記載されていることを考えると、今後、差別意識を煽られた人物が同様の事件を引き起こす可能性も極めて高い状況にある。

### 3 参考判例

#### (1) 名誉毀損に関する裁判例における賠償額が高額化していること

わが国における名誉毀損に対する民事賠償額は低額にすぎると言われていたところであり、その旨の意見は、古くは最高裁昭和61年6月1日判決（北方ジャーナル事件）における大橋補足意見に「わが国において名誉毀損に対する損害賠償は、それが認容される場合においても、しばしば名目的な低額に失するとの非難を受けているのが、実情と考えられるのであるが、これが本来表現の自由の保障の範囲外ともいうべき言論の横行を許す結果となっているのであって」と指摘されているところである。

この大橋補足意見の後も、長らく低額な賠償額のみ認容される時代が続いたが、2000年代に入り、次第に賠償額が高額化した。

具体的には①横浜地裁平成13年10月11日判決（鎌倉市長が垂れ幕で名誉を毀損された例。1650万円認容）、②東京高裁平成13年

12月26日判決（プロ野球選手のトレーニングに関する週刊誌記事。600万円認容）などを嚆矢として、類例は枚挙に暇がなく、現在では名誉毀損事件における賠償額が数百万円程度となるのはむしろ普通のケースである。

これらの賠償金額の高額化は、名誉毀損等における人格権侵害の深刻さが次第に認識されるようになった結果と言える。

例えば、東京高裁平成13年7月5日判決は「近時においては、国民の人格権に対する重要性の認識やその社会的、経済的価値に対する認識が高くなってきており、人格権の構成要素である名誉権、肖像権、その肖像、氏名、芸名及び人格的イメージの商業的利用価値及びプライバシーの権利の保護やそれらの侵害の補償についての要求も高くなっている。…過去の名誉毀損等による損害賠償請求事件の裁判例の慰謝料額に拘束されたり、これとの均衡に拘ることは、必ずしも正義と公平の理念に適うものとはいえない」と述べて、名誉権に限定せず、プライバシー権を含む人格権侵害における被害の深刻さに見合うだけの損害賠償額が妥当であることを指摘している。

## （2）プライバシー権侵害における賠償額も高額化する傾向にあること

名誉権とともに人格権の中核的な地位を占めるプライバシー権侵害においても、賠償額は高度化する傾向にある。

プライバシー権侵害の場合、過失または第三者の行為により単に個人の氏名・住所等の情報が流出した場合の賠償額は、未だ数万円程度にとどまっているのが実情である。

しかしながら、単に住所氏名等の流出にとどまらず、流出した情報が秘匿性の高いものである場合や、流出した情報により身体・生命に対する危険が生じうる場合には、賠償額も高額化する。

例えば、東京地裁平成25年9月11日判決は、イスラム教徒である原告らが、被告たる国及び東京都に対して、公安当局による不当な監視を受けて個人情報を収集されたこと、及び、その捜査情報等を被告らがインターネット上に当該個人情報等を流出させたことを理由に1100万円の損害賠償を求めた事件に対し、「本件流出事件が原告らに対し与えたプライバシーの侵害及び名誉毀損の程度は甚大なものであったと言

わざるを得ない」などと評し、原告らに対し1名あたり550万円（原告1名に対しては220万円）の損害賠償を認めた。この判決は上級審で確定している。

あるいは、東京地裁平成18年11月7日判決は、原告が、被告らが発行するメールマガジンなどにおいて、原告が準強姦事件に関与された旨の記事等を掲載されたことに対し損害賠償を求めた事件において、

「氏名、電話番号、メールアドレス、現在及びかつての勤務先、所属部署、学歴は、社会生活上、一定の範囲の者には当然に了知されてしまうものではあるが、…こうした情報を悪用等されないために、自己の欲しない他者に対しては、これをみだりに開示されたくないと欲することは自然なことであり…こうした事柄を第三者に公開した被告の行為は、いずれもプライバシー権侵害として不法行為を構成する」などと評し、被告らに対し、その態様に応じて165万円から220万円の損害を賠償するよう判断した。

個人情報の漏えいにより生命・身体の危険を生じさせたケースについて、いわゆる「逗子ストーカー殺人」事件の被害者遺族は、被害者の住所を漏えいした市役所公務員の行為に対して、国家賠償請求訴訟を起こしているが、その請求額は1000万円である（甲39号証）。なお、この事件において、市役所公務員から被害者の住所を聞き出した探偵業者は、身元調査に応じて調査対象者が部落出身者が否かを回答していた、いわゆる「プライム事件」で摘発された個人情報の闇ルートに関する業者であった（甲40号証）。

同様のストーカー殺人事件である桶川ストーカー殺人事件をめぐる国家賠償請求訴訟では、県に対し操作対応の不手際などを認め550万円の賠償が命じられている（さいたま地裁平成15年2月26日判決。ただし、純粹なプライバシー権侵害のケースではない）。

(3) 本件における流出情報は秘匿性の高いものであり、かつ、生命身体に対する危険も現実に生じている

本件において抗告人（債務者）が出版及びインターネット上における記事によって公開した（しようとした）情報は、単に相手方（債権者）の住所氏名だけではない。相手方（債権者）が被差別部落の出身者であ

ること、部落解放同盟の役職者であることなどの情報も公開されており、かつ、部落解放同盟関係人物一覧の他の人物に関する記載には、犯罪者であるといった類の誹謗中傷が数多く書き込まれていた。

公開された「部落解放同盟関係人物一覧」には、冒頭に、「『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雜種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などと、同記事に掲載された多数の人物を侮蔑・差別する文言が掲載され、ことさらに差別を煽る形態の記事となっていた。

部落差別を引き起こす情報については、行政や民間において秘匿する扱いが徹底されている。

例えば、「元穢多」などの記載が残る壬申戸籍は法務省において厳密保管の扱いとされており、部落地名総鑑事件において回収された各種の「地名総鑑」は、法務省などが回収の上、焼却処分とされている。

また、日本における主要なインターネット関連事業者が加入する①一般社団電気通信事業者協会、②一般社団テレコムサービス協会、③一般社団日本インターネットプロバイダー協会、④一般社団日本ケーブルテレビ連盟の通信関連4団体は、共同で、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を制定しているが、同条項の第1条は「禁止条項」として「契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします」「(3) 他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」を禁じている。

同モデル条項の「解説」は、「他者に対する不当な差別を助長する等の行為には、以下が含まれます」として、

- 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」(\*) を含むいわゆるヘイトスピーチ
- 不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為を明示しており、インターネット上で部落差別を引き起こす情報を流通させないとの扱いを徹底しようとしているところである。

本件における抗告人（債務者）が「復刻版 全国部落調査」の発行を

強行しようとし、実際にインターネット上でデータをばらまいた当時、抗告人（債務者）は、「復刻版 全国部落調査」について「部落地名総鑑の原典」と宣伝した。つまり、部落地名総鑑事件の際、「地名総鑑」は回収され現在では入手困難であること、及び、「復刻版 全国部落調査」のデータを入手すれば各種「地名総鑑」を入手したのと同様の差別情報を入手することになる旨、宣伝に努めたのである。このように、抗告人（債務者）は（単なる過失ではなく）故意に、差別を利用してもらいたい旨の意思を表明しながら部落差別につながる個人情報をばらまいたのである。

そして、実際に、抗告人（債務者）がインターネット上でばらまいた「部落解放同盟関係人物一覧」の記事情報を利用して、部落解放同盟関係者に対しカッターナイフ・アイスピック・ナイフなどを同封し、陰湿な差別文言を多数記載した「脅迫状」が送付され、現実に傷害結果を生じるに至っている。

このように、抗告人（債務者）の行為は故意行為であり、抗告人（債務者）がばらまいた個人情報は強く秘匿が要請される情報であり、抗告人（債務者）がばらまいた個人情報をを利用して現実に犯罪が生じるに至っているのである。

したがって、抗告人（債務者）の責任は極めて重いことは言うまでもなく、相応の賠償が課されるべきケースであることは多論を要しない。

#### （4）差別されない権利の侵害に対し、高額の賠償が認められるべきである

本件における抗告人（債務者）の行為は、単に相手方（債権者）の住所・氏名等を公開したというにとどまらず、差別を煽る行為であることはすでに明らかであるところ、差別を煽る行為に対しては、被害者が人格の中核部分に甚大な被害を被ることから、相応の賠償が認められるべきである。

インターネット上の「保守速報」と題する掲示板において、在日朝鮮人の女性に対し、「朝鮮の工人」「日本から叩き出せ」などの記事を掲載した事件に対し、大阪地方裁判所は、平成29年11月16日、「朝鮮の工作員」などの表現は社会通念上許される限度を超えた侮辱にあたり、「日本から叩き出せ」などの表現は「日本の地域社会から排除する

ことをあおるもの」などと認定し、200万円の賠償を命じる判決を言い渡した（甲41号証）。

また、在特会が徳島県内の労働組合を標的に執拗な街頭宣伝を繰り広げ、その様子を録画した映像をインターネット上で公開した事件において、高松高裁平成28年4月25日判決は、「インターネット上に公開された映像は、例え当該動画サイトから削除されたとしても、これを閲覧した者によりデータが保存され、繰り返し再生することが可能となることは容易に想定でき、被害者に大きな精神的苦痛を与える」と判示して約330万円等の損害を認めており、「ミラーサイト」なるインターネット上のホームページにおいて、未だ「部落解放同盟関係人物一覧」のデータが公開され続けている本件に関しても参考となる。

本件における抗告人（債務者）の行為も、相手方（債権者）の住所・氏名等とされる情報を公開しただけにとどまらず、相手方（債権者）が被差別部落の出身者であることも明らかにしたものであって、かつ、

「部落解放同盟関係人物一覧」の冒頭には『我々がエタである事を誇り得る時が来たのだ』（水平社宣言）。さあ、存分に誇ってください。エタではなく非人・雜種賤民系の方々や、えせ部落民の方々も混ざっているようですが」などと、ことさらに部落差別を煽る文言を掲載しているなど執拗で、部落差別を引き起こす情報を公開する行為の中でも極めて悪質な部類に属する。

したがって、人格権を構成する差別されない権利の侵害として、相応の賠償が課されるべきケースであることは明白である。

## 第2 請求債権目録の記載についての補足

本件において、請求債権目録の記載として表示した不法行為3つのうち、3番目の行為は

債務者が、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区 Wiki」において「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設し、債権者の住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを債権者の承諾なく掲載した損害賠償請求権

と記載されている。

しかしながら、本件の異議審決定において、債務者が自ら「部落解放同盟関係人物一覧」を「同和地区 Wiki」に掲載した場合でなくとも管理者としての責任を負うことが示されたことに伴い、請求債権目録における3番目の行為について、

債務者が、自らが開設・運営するウェブサイト「同和地区 Wiki」において「部落解放同盟関係人物一覧」と題するページを開設し、債権者の住所・電話番号・職業・運動団体における役職などを債権者の承諾なく掲載したこと、もしくは、自ら掲載しなかった場合でも掲載された記事に関し管理者として削除する等の適切な措置を取らずに当該記事を流通させたことに基づく損害賠償請求権

と修正する。

以 上

平成29年(ラ)第1380号 保全異議申立決定に対する保全抗告事件  
 抗告人(債務者) 宮部龍彦  
 相手方(債権者) 片岡明幸

### 証拠説明書(甲34~41)

2017(平成29)年11月27日

東京高等裁判所第14民事部 御中

相手方ら代理人弁護士 河村 健夫



同 山本 志都



同 指宿 昭一



同 中井 雅人



号 証	標 目 (原本・写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲 3 4	鳥取ループ名義 のツイッター記 事	写 2017年 11月18日 (印刷日)	抗告人(債 務者)	抗告人(債務者)が、自らの ツイッター上で、「部落解放 同盟関係人物一覧」に記載さ れた情報を用いて、相手方 (債権者)への嫌がらせ電話 を行い、インターネット上で その様子を報告しているこ と。	
甲 3 5	準備書面(本訴 における被告= 本件における抗 告人(債務者) 作成のもの。抄 本)	写 2016年 8月3日	抗告人(債 務者)ら3 名	抗告人(債務者)が、相手方 (債権者)に対して強い反感 と敵愾心を有していること。	
甲 3 6	新聞記事	写 2017年 7月22日	朝日新聞社	2017年3月以降、アイス ピックや刃物入りの封筒が合 計9件、解放同盟の関係者に 郵送され、組坂中央執行委員 長が負傷したこと。	

甲 3 7 甲 3 8	脅迫状ほか	写 2017年 11月21日 (複写 時)	相手方 (債 権者)	甲 3 6 号証で報道された事件 において、「部落解放同盟関 係人物一覧」から情報を得て 宛先・受取人の記載が行われ たと考えられるケースが少な くとも 2 件存在すること。	
甲 3 9	新聞記事	写 2016年 10月25日	神奈川新聞 社	逗子ストーカー事件における 被害者遺族が、市職員が被害 者の住所を探偵業者に対して 漏らした行為などを理由とし て感謝料を 1 0 0 0 万円とす る国家賠償請求訴訟を提起し たこと。	
甲 4 0	新聞記事	写 2013年 11月7日	四国新聞	甲 3 9 号証の事件において被 害者の住所を開き出した探偵 業者は、部落差別そのもので ある身元調査を多數行ってい たことが発覚した、いわゆる 「プライム事件」で摘発され た個人情報の闇の売買ネット ワークに関与する業者であつ たこと	
甲 4 1	新聞記事	写 2017年 11月16日	朝日新聞社	朝鮮人差別の言動を掲載した インターネット上の掲示板を 運営する者に対し、人種差別 などを認めて 2 0 0 万円の支 払いを命じる判決がなされた こと	

[ホーム](#) [モーメント](#)

from:tottoriloop since:2016-4-8 until:2016-4-11

アカウントをお持ちの場合 [ログイン](#)

## from:tottoriloop since:2016-4-8 until:2016-4-11

[新規のツイート](#) [すべてのツイート](#)[ユーザー名](#)[画像](#)[動画](#)[ニュース](#)[ライブ放送](#)

### Twitterを使ってみよう

登録してあなただけのタイムラインを作りましょう

[アカウント作成](#)

### 世界中のトレンド

#ポケモン最新作が本日発売  
シリーズ大成！『ポケモン ウルトラサン・ウルトラムーン』好評発売中！  
■ ポケモン公式ツイッターによるプロモーション

#LatinGRAMMY   
254,684件のツイート

#HTGAWM   
70,785件のツイート

#JhopeVlive  
44,290件のツイート

#Celtics   
43,078件のツイート

Antonio Brown  
21,992件のツイート

#EchameLaCulpa  
18,167件のツイート

鶴ひろみさん  
245,773件のツイート

Steelers  
143,575件のツイート

The Rockets  
19,815件のツイート

© 2017 Twitter Twitterについて  
ヘルプセンター 規約 プライバシーポリシー  
クッキー 広告について

 横浜地裁の2番煎じはありません。岡和地区Wikiについては、もうほとんど私は編集していないですし、知らない間にミラーが作られたりしているので、どうなるのか予想がつきません。

  3 5

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
人物一覧ページ以外については歓迎抗戦します。でも、横浜地裁があれだったので、仮処分が通ることを考えないといけません。

  5 3

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
片岡明率は電話帳に載っていて、実際に電話したら本人が出てきました。もちろん怒られましたが。他の2人も電話帳に乗っているので、おそらく電話帳で調べたんでしょう。

  1 4

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
分かったのは、組坂繁之の連絡先はガセ、宮瀬順子もおそらくガセ

  4 4

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
宮瀬順子国立支部長の番号は、現在使われておりませんだって

  2 5

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
でも、裁判の書面には電話番号等が公開されていると書かれているけど、どういうことだろう？

  3 2

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
試しに、組坂繁之委員長とされる電話番号にさっさかけてみたのだけど、女人が出てきて、違うと言われた

  3 2

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
隣保館開館 人権問題対応 住吉／大阪  
mainichi.jp/articles/20160...  
#部落

隣保館：開館 入権問題対応 住吉／大阪

大阪市の人権文化センター（後に、一部は市民交流センターに改称）廃止を受け、住吉区では住吉隣保事業推進協会（友永健三理事長）が、民設民営の住吉隣...

mainichi.jp

  1 3

 烏取ループ@示現舎 @tottoriloop · 2016年4月9日  
住所・電話番号まで載せたのがやり過ぎだったんでしょう。役職と名前くらいな

甲事件 平成28年(ワ)第12785号 損害賠償等請求事件  
 乙事件 平成28年(ワ)第17680号 損害賠償等請求事件  
 原 告 部落解放同盟 外244名  
 被 告 示現舎合同会社 外2名

## 争議書面(1)

平成28年8月3日

東京地方裁判所民事第13部合B係 御中  
 被 告 示現舎合同会社  
 上記被告幹員 宮部 龍彦  
 被 告 宮部 龍彦  
 被 告 三品 純

## 第1 請求の原因に対する認否(甲・乙事件共通)

- 1 原告組坂繁ら245名が「後差別部屋出身者」であること(甲事件訴状第1項(2)ないし(7)、乙事件訴状第1項(2))は否認する。
- 2 原告組坂繁ら245名が甲・乙事件訴状別紙ウェブサイト目録3に氏名、住所、電話番号とされる情報が記載されること(甲事件訴状第1項(2)ないし(7)、乙事件訴状第1項(2))は不知。
- 3 甲・乙事件訴状算1第2項(1)についてには認める。
- 4 甲・乙事件訴状第1項(2)について  
 被告官部が示現舎合同会社の代表社員であり、ウェブサイト島取ループを運営していることは認める。
- 5 甲・乙事件訴状算1第2項(1)について  
 同和地区Wikiサイトについて当初は被告官部が設置したものであり、

「同和地区みんなドメインを管理していたことは認めるが、事实上はいわゆる「Wiki」サイトの一編集者の立場に過ぎない状態である。

- 6 甲・乙事件訴状第1第2項(3)について  
 被告三品純が示現舎合同会社の業務執行役員であり、ウェブサイト「示現舎」を共同で運営していることは認めるが、「同和地区 Wiki」を運営・管理していることは否認する。
- 7 甲・乙事件訴状第2第1項(1)について  
 1段落目にについては認める。  
 2段落目については否認する。少なくとも甲10で示された出版物は今後出版の予定ではなく、そもそも1冊も印刷されていない。内容が同じ書籍が出版された事実はない。
- 8 甲・乙事件訴状第2第1項(2)について  
 1、2段落目にについては認める。  
 3段落目にについて、被告官部が原告解放同盟から甲11のメールを受信したことは認めるが、「本件出版予定物を出版することは、部務差別を助長する極めて恥質な行為」であることは原告らの独自の見解に過ぎず、被告官部の認識ではない。
- 9 甲・乙事件訴状第2第2項(1)について  
 ウェブサイト「示現舎」を被告らが運営管理していることは認め、「部務差別を助長する記述を多數掲載している」ととは否認する。
- 10 甲・乙事件訴状第2第2項(2)について  
 「鳥取レーブ」を被告官部が運営管理していることは認めるとが、別紙ウェブサイト目録1(1)ないし(6)を掲載したのは別のウェブサイトである。

昨今は「Pokemon GO」が話題となり、各地の自治体が地域おこしに活用する試みを始めているが、各部屋にポケストップを配置し、アバケモンを捕まえる取り組みをすれば、大いに部落解放と離和に貢献するはりである。

「我々は差別されているから」ということを前提に行政方も保護や越しを受けるのは恥ずべきことである。

今こそ、「エタであることとを誇る」という水平社宣言の原点に立ち返り、部落に対する嫌い「イメージを破壊することが求められているのである。

16 「同和地区 Wiki」は特定電気通信設備に該当すること  
報告官部は「同和地区、みんなドメイン」を保有していただけであるので、報告官部が管理したのはドメインに対してどのドメインネームサーバーを対応させるかということである。

これを持つてサイトを管理したということになると、「同和地区 Wiki」はいわゆる「维基」サイトであって、電子掲示板等と同じく、不特定多数による通信情報を媒介する設備である。

维基は事前許可を必要とせず誰でも編集できるサイトであり(乙56号証2頁)、「防謠」を犯しにくくするのではないか、間違いを直しやすくする」という方針で設計されている(乙56号証3頁)。

そのため、维基は特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の範囲及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)の特定電気通信設備に該当し、同法3条によれば「当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき」「当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定期

気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき」でなければ当該関係役務提供者は賠償の責任を負わないときである。

「部落解放同盟関係人物一覧」について、報告官部がその情報の流通を知ったのは乙1号証の仮処分命令申請書が送達された時であり、同時に乙2号証が送達されてウェブサイト上の情報の削除命令の申立てが取り下げられたので、報告官部は原告の真意を割りかねている状態であった。

その後、平成28年4月9日にウェブサイト上の情報の削除命令の申立てが報告官部に送達されるに至って、報告官部がファイターで「送信防止措置」を呼び掛けたことから、おそらくは情報を相談していた者によつて自主的に「部落解放同盟関係人物一覧」が削除されたものである。

それまで、報告官部が知る限り、原告から「部落解放同盟関係人物一覧」に関して何らかの要請が行われたことはない。また、おそらく当該記者は原告らの手で直接して解除することも可能であった。

#### 第4 平成28年7月5日片岡明幸意見陳述に対する警告の主張

- 1 前提として、片岡明幸が「被差別部落民」である根拠はなく、片岡明幸の意見書は「被差別部落民」を自称する一国民が、独自の意見を明示しているものである。
- 2 片岡明幸は、「今回の問題ほど悪辣で許せない差別事件に出会つたことはありません」と言うが、本件が「差別事件」というのは、「朝田理倫」に基づく片岡明幸の独自の解釈に過ぎない。

また、「差別を防ぎ、差別振動した歩夫がいた。

- 「出版禁止、掲載禁止」は憲法21条の言論出版の自由、23条の学問の自由を侵害するもので許されない。
- 3 1975年当時は「部落地名統整事件」の問題に限らず、公然と身元調査・就職差別が行われていた時代であり、前々年の「三菱樹脂事件」判決で最高裁判所が株間系企業による身元調査・就職差別を事实上容認し、さらに前年に部落解放同盟兵庫県連合会支部による「八施高校事件」で部落差別は怖いといった印象が定められた。
- 片岡明幸は40年以上前の時代背景を理解せず、なまかっ當時と現在の社会状況を混同しているものである。
- 片岡明幸は「部落差別をなくすための努力と、その成果を発表する許しがたい行為」と言おうが、「全国部族調査」の公開がどのように成果を被難するのか、何を明らかにしていいない。
- 片岡明幸が挙げている「耽溺差別撤廃のための統一広報用紙」「公正採用選考人施設差別撲滅風」「本人通知制度」は、被告官部に言わせれば「紙幣問題解消のための活動をしていますよ」という言い報作りにすぎない上、「結果は差別されるものだ」と企業と自治体関係者に知らしめる弊害の方が大きく、そのようなものが「成虫」であり「解放運動」であるなら、徹底的に被難され、冒険されて然るべきである。
- 4 片岡明幸は紙幣地獄の出版禁止の版権分の関係書類をヤフオク！で売ったことを「裁判所を冒険するものであり、法治国家に対する挑戦！」と言うが、片岡明幸の独自の考えに過ぎない。
- 3月28日の懇談会の出版禁止の版権分は、具体的に書籍名・副題・著者・体裁を指定して出版を禁止したものであって、版権分関係の書類をヤフオク！で売ることを感じていがない（乙3号証）。

法律で禁じざれない限り国民は自由に振る舞えるのが「法治国家」であって、片岡明幸は法治国家の意味を理解していない。法律で定められていないことにについてまで、国家権力の意図を忖度して、國家権力を冒犯しないように振る舞えといふ者は、人権活動家に振るむものである。

そもそも全國部審開査の出版禁止には何の法律上の根柢も示されてもおらず、言ってみれば「同和ダブー」という「世間の空氣を読め」人とに強制することである。そのようなものは、斯くて「法治国家」の所業ではない。

片岡明幸は東京法務局が3月29日に被告官部に対して「行政処分を起こしました」というが、法務局が行ったのは「説示」であって行政処分ではない（乙4号証）。

5 片岡明幸は「個人情報保護法の精神に立てば、個人情報は本人の承諾なしに勝手に公表してはなりません」というが、これは片岡明幸の独自の考えに過ぎない。

そもそも「全國部審開査」に個人情報は含まれていない。また、個人情報保護法は「事業者」を規制するものであって、なまかつその第66条1号で「報道」を規制から除外していることから、表現の自由のために公表することは禁じていない。

片岡明幸は「アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少數者などの情報を公表することは」「当事者の同意を得ること、結果に対して責任を負うこと、差別や偏見をなくす活動の一環であることが最低限必要」と述べるが、これは片岡明幸の施設ルールに過ぎない。さらには「アイヌ民族、在日韓国・朝鮮人、障がい者、性的少數者など」に限



検索

目次

1

トップニュース

スポーツ

カルチャー

特集・連載

オピニオン

ラ.

新着 社会 政治 経済・マネー

国際 テック&amp;サイエンス

環境・エネルギー

地域

朝デジスペシャ

朝日新聞デジタル &gt; 記事

社会

事件・事故・裁判

## 解放同盟委員長宅に刃物入り封筒、指にけが 福岡

2017年7月22日18時20分

シェア

ツイート

ブックマーク

メール

印刷

9

list

0

朝日新聞スポーツシンポジウム  
主催者：公明党 朝日新聞メディアビジネス部

# 高校野球と食事

## その大切さを学ぶ

豪華景品 先着700名！入場無料！

2017年12月1日(金)  
有楽町朝日ホール

主催：朝日新聞社 共催：公明党公明人日本高等学校野球連盟 協力：公明党連合会

[PR]

部落解放同盟の組坂繁之・中央執行委員長の福岡県小郡市にある自宅に刃物の入った封筒が届き、組坂委員長が指にけがをしていたことがわかった。22日に福岡市であった解放同盟福岡県連合会の定期大会で報告された。

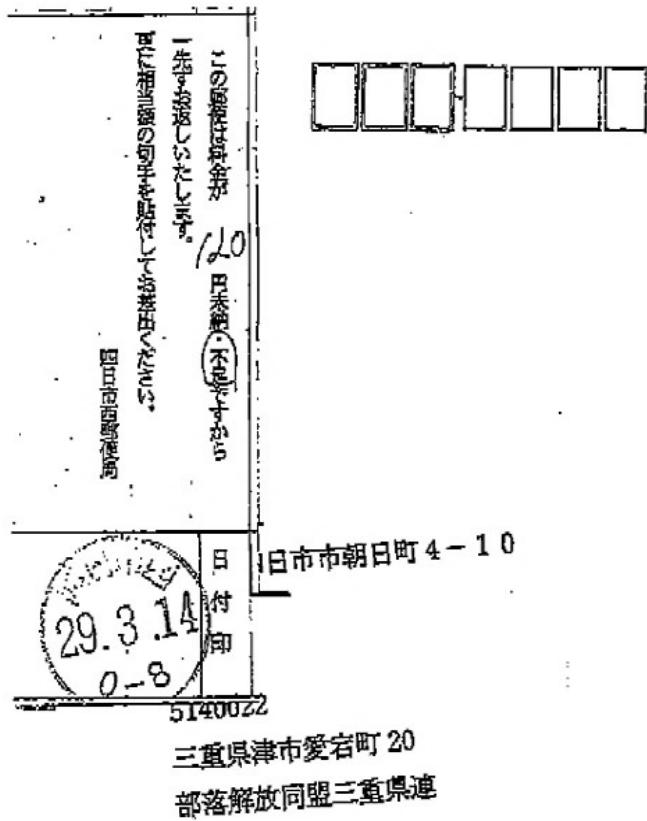
県連合会によると、封筒が届いたのは5月。内側にカッターナイフの刃2枚がテープで貼られ、組坂委員長が開封しようとして指を切った。差出人名は実在の著名人で、三重県内の消印が押されている。

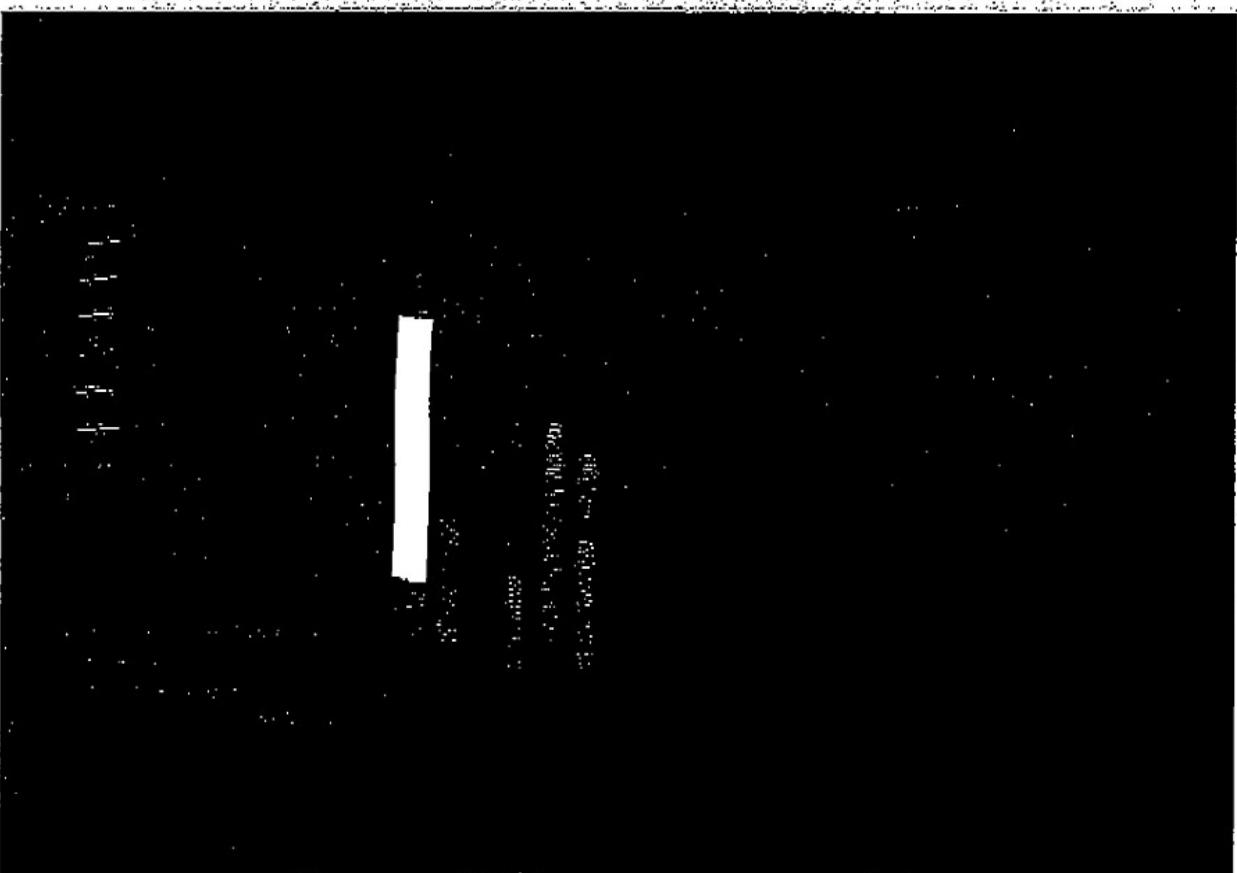
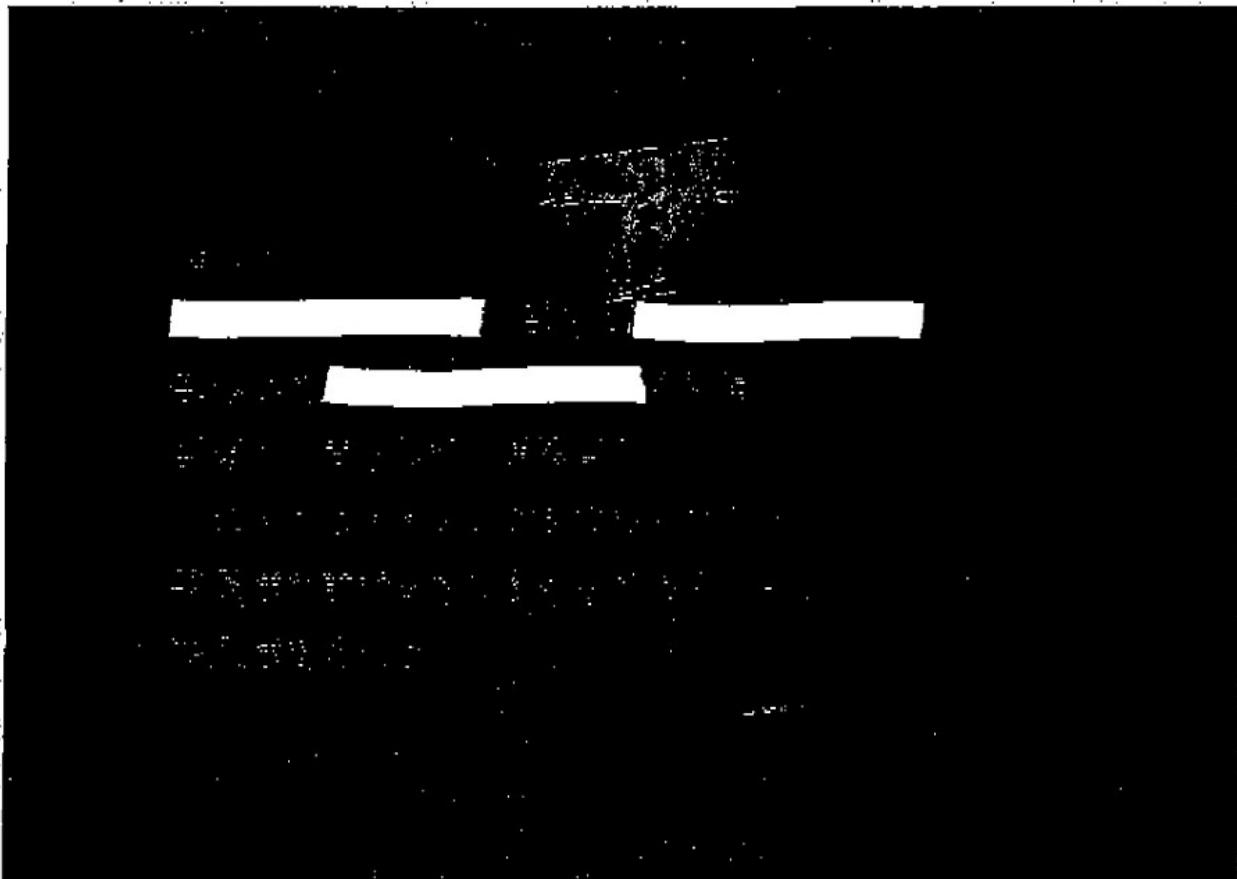
た。解放同盟を中傷する差別的な手紙が入っていた。福岡県警などが捜査しているという。

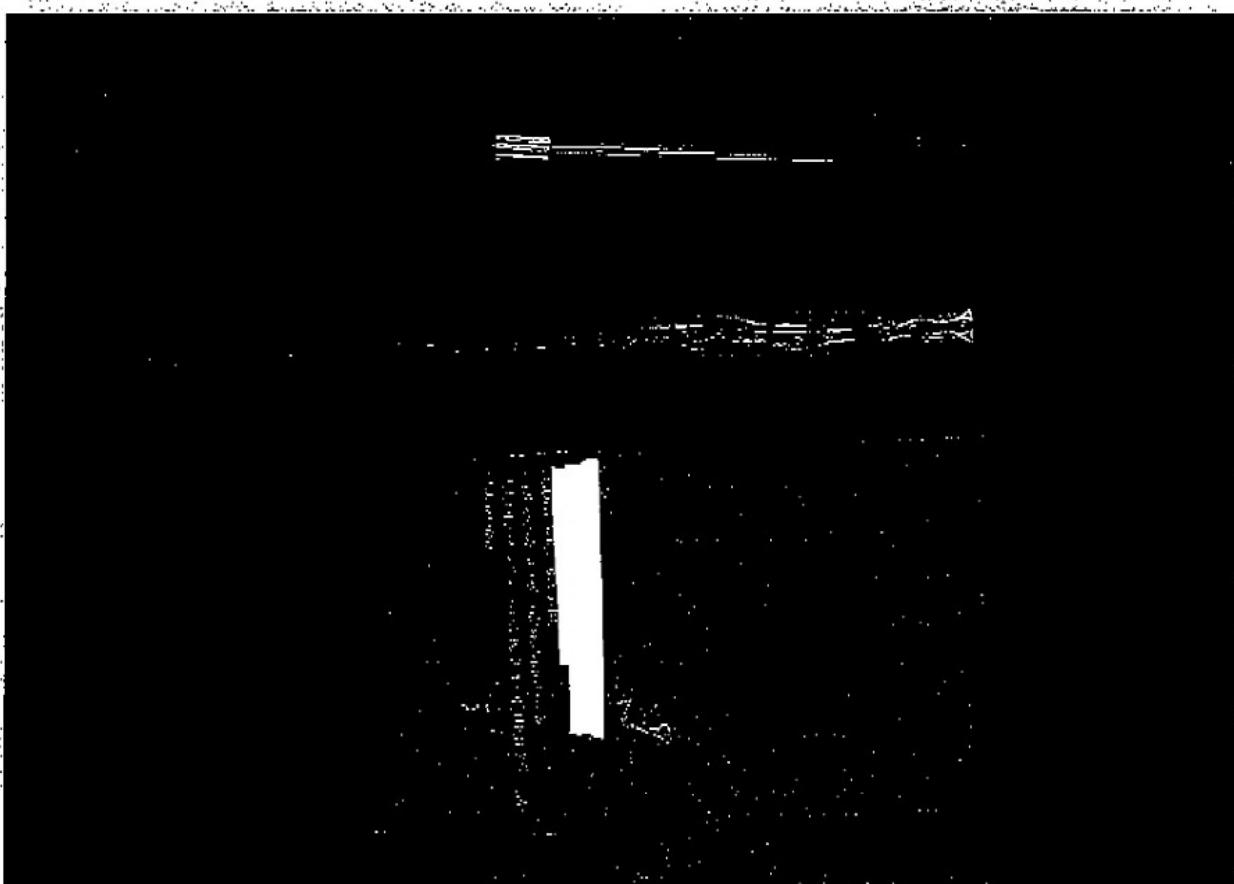
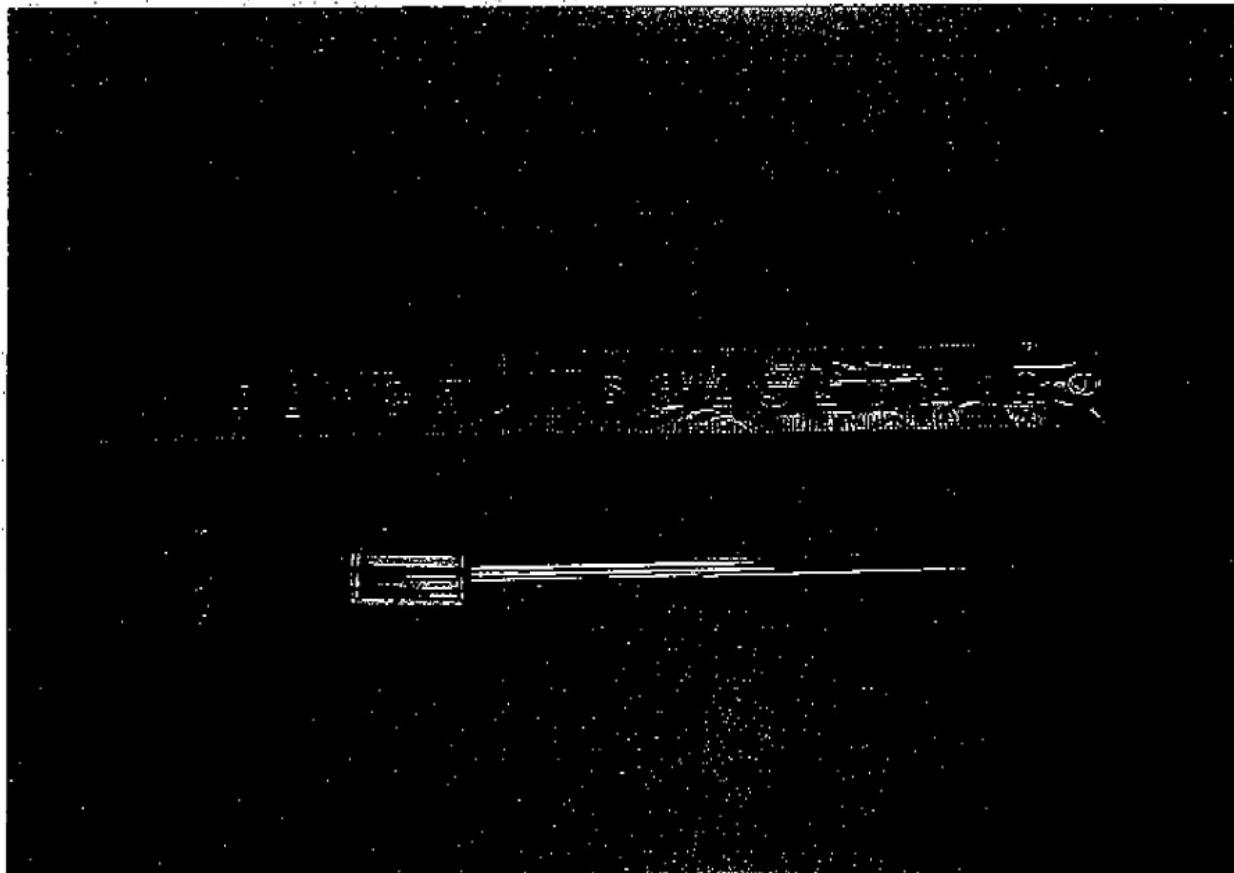
3～4月にはアイスピックや刃物の入った同様の封筒が解放同盟中央本部など東京、大阪、三重の関係先に計8通届いたという。

この日の定期大会で採択された大会宣言では、一連の封筒を「卑劣極まりない行為」と厳しく批判した。









11/21 TUE

YOKOHAMA

キーワードを入力して検索しよう

NEWS SPORTS CULTURE LOCATION FEATURE

VIEWER

ニュース &gt; 社会 &gt; 裁判

## 端子台のその工数に 疑問を挿しはさめ！ TANSI going

# 住所漏えい市を提訴 遺族が賠償請求・逗子ストーカー殺人

裁判 | 神奈川新聞 | 公開: 2016/10/25 16:04 更新: 2016/10/25 16:32

[f シェア](#)[Twitter](#)

逗子市で2012年、女性=当時(33)=が刺殺されたストーカー殺人事件で、市職員が調査会社の男に女性の住所を漏らしてプライバシーを侵害されたとして、女性の夫(46)が25日、市に1千万円の慰謝料を求める訴訟を横浜地裁横須賀支部に起こした。

訴状によると、12年11月5日、元交際相手=当時(40)、自殺=から依頼を受けた調査会社の男は、女性の夫を装って電話で市納税課に住所を照会。女性は個人情報の閲覧制限を申請していたが、対応した職員は本人であることや閲覧制限の有無を確認せず、住所を知らせた。個人情報の漏えいは地方公務員法の守秘義務違反で、女性のプライバシーが著しく侵害された、などとしている。

女性は翌6日、調査会社の男の情報を基に自宅を訪ねてきた元交際相手に刺殺された。調査会社の男は15年1月、女性の住所を市役所から不正に聞き出したとして、偽計業務妨害の罪などで執行猶予付き有罪判決を受けた。

逗子市の平井竜一市長は「訴状が届いておらず詳細は承知していないが、内容を精査した上で誠実に対応したい」とコメントした。



時代の  
正体

み横  
斬新な  
新聞と  
マ



K-Person

コアラモード



カナロ  
×  
女性自身

日本文学  
あの名場面

[f シェア](#)[Twitter](#)

COMMENTS

Facebookコメントの表示／非表示

2013年(平成25年)11月7日(木曜日)

四

三

## 逗子ストーカー殺人

調査会社2幹部  
別事件で逮捕

探偵業者が発注

**被  
著  
住  
所  
不  
主  
入  
手  
力**

愛知県警捜査2課は6日、千葉県のガス会社から顧客の個人情報を不正入手したとして、不正競争防止法違反(営業秘密侵害)の疑いで、東京都田無区の電音会社「アスク・マーチ」を表層的に経営する小浜博義容疑者(59)=東京都品川区平塚2丁目=と代取探偵役の菊池敏雄容疑者(59)=東京世田谷区玉川4丁目=を

捜査2課といふのが、小浜容疑者が神奈川駅近くの役所に電話をかけ、元交際相手の男(当時40)に殺害されたチザイナー三好利幹(33)の詳しい住所を聞き出していた様であることが分かった。

徳島者からの連絡で、個人情報を入手したところれども、捜査課は立件も視野に置いて捜査を進めていた。JRは川井や他の住所に問い合わせた結果を公表していないが、徳島者から聞いたところによると、手した朝日新聞にて事件に事件を起じて、血筋ついた容疑者死後の状況が報道された。捜査官は連絡を取らなかった。捜査結果は今年の夏、七

ス会社のホールセンターに  
千葉県市川市在住の顧客に  
成り済まして「口座振替に  
じてこの間に請求書が来  
た」などと同じ掛かりの電  
話をされ、顧客の住所を  
を因縁出し、八千代市の探  
偵業者に任された様。  
小浜容疑者は「間違にな  
い。弁解から「ひどい」と  
と感想を語る。探偵中  
署者は否認したこと。

妻子ストーカー殺人 2012年11月6日 横浜市  
逗子市の某合住宅で三好義幹さん(当時33)が元交際相手の男(同49)に刺殺され、男は自殺した。眞理子(11才)は刃を差し、男を連捕する職、三好さんが言わないよう説教していた結果後の姓や住所の一部を読み上げていたことが事件を発覚。凶器はドーカー規制法に基づく刃物が用意だったが、但し人情報の扱いに配慮の余地があったとの検証結果を公表した。  
事件をきっかけに規制法が初めて改正され、熟練(じゆりゅう)なメール送信が付与までの行為に加えられた。

受けているといい、捜査2課は他にも個人情報を不正入手した疑いがあるとみている。

検索 目次 Language 総合ガイド 登録申し込み ログイン

トップニュース | スポーツ | カルチャー | 特集・连载 | オピニオン | ライフ | 朝夕刊紙面・be | MY朝日デジタル

新着 社会 政治 経済・マネー 國際 テック&amp;サイエンス 環境・エネルギー 地域 和テクノロジー 写真・動画

朝日新聞デジタル &gt; 記事

社会 事件・事故・裁判 有料記事

新聞登録申し込み デジタル登録

## 「保守速報」の記事掲載、差別と認定 地裁が賠償命じる

大貫聴子 2017年11月16日19時41分

シェア  
2804ツイート  
111ブックマーク  
913

メール

印刷



判決後、記者会見で笑顔を見せる李信恵さん（左）と上原浩子弁護士=大阪市北区



ネット上の差別的な投稿を集めて掲載され、名誉を傷つけられたとして在日朝鮮人の女性が、まとめサイト「保守速報」を運営する男性に2200万円の損害賠償を求めた訴訟の判決が16日、大阪地裁であった。森田浩美裁判長は、運営者に名誉毀損（きそん）や差別の目的があったと認定し、200万円の支払いを命じた。

訴えていたのは、大阪府東大阪市在住のフリーライター李信恵（リシネ）さん（46）。原告の弁護団は、まとめサイト運営者への賠償命令は「我々が知る限りで初めて」と評価した。運営者側は控訴する意向。

判決によると、運営者の男性は2013年7月から約1年間、保守速報に、匿名掲示板「2ちゃんねる」などに書き込まれた李さんを差別や侮蔑する投稿を、編集した上で掲載した。

判決は、李さんへの「頭おかしい」「朝鮮の工作員」といった表現は、社会通念上許される限度を超えた侮辱にあたると認めた。「日本から叩（たた）き出せ」などの記述は排除をおり、人種差別にあたる

と判断。容姿などの揶揄（やゆ）も挙げ「名誉感情や女性としての尊厳を害した程度は甚だしく、複合差別だ」と述べた。

運営者側は「情報の集約に過ぎず違法性はない」と主張していた。しかし判決は、表題の作成や情報量の圧縮で内容を効果的に把握できるようになったと指摘。「2ちゃんねるとは異なる新たな意味合いを有するに至った」とし、引用元の投稿とは別に、憲法13条が認める人格権を侵害したと結論づけた。

判決後に会見した李さんは「大人も若い世代も見るまとめサイトに差別があふれていってはいけない。被害が認められてほっとしている」と述べた。「ネットにはフェイクニュースやデマもあふれている。判決が自淨効果をもたらせばいい」とも語った。

ヘイトスピーチに詳しいジャーナリストの安田浩一さんは「ほかのまとめサイトへの抑止力になることを期待したい」と話す。だが訴訟のハードルは高く「掲示板やSNSの運営者が、差別的書き込みを取り締まるなどの取り組みが必要だ」と指摘する。

（大貫聴子）

バラダイス文書 特集ページ

文書に登場する法人などが公開されました。関連記事を特集します



画面にプラス

デジタル認定

### PR 注目情報



うちのピアノはいくら？  
仲和ピアノで安心安全のピアノ販売  
強かないピアノ再活用させて下さい



50代のシングル男性注目  
朝日新聞が運営するパートナーとの出会いの場を提供するサービスです



実は…わが家を売りました  
24年前に買った家でも、4,380万円で売れた。家を高く売るにはコレ→

### 親子で楽しめる企画満載

#### WORKOイベントレポート

「高校野球と食事 その大切さを学ぶ」  
12月1日朝日スポーツシンポジウム開催

ドゴール大統領の料理人が監修

海の上のグルメワールド

英才教育か、子どもらしさか

映画「ギフティッド」もうすぐ公開

アメリカの株価の成長力は日本以上

バッキンが語る外貨の重要性

働く世代に迫る職場高血圧・仮面高血圧  
早めに考えたいキャリアとヘルスケア

未来のクルマが、ここにある！

東京モーターショー2017

朝日新聞社会部 公式ツイッター